

名古屋市瑞穂区選挙管理委員会告示第1号

第51回衆議院議員総選挙にかかる選挙人名簿の登録の移替え延期
期間について

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条の規定に基づき、第51回衆
議院議員総選挙のため、選挙人名簿の登録の移替え延期期間を次のように定め
る。

令和8年1月20日

名古屋市瑞穂区選挙管理委員会委員長 近藤隆人

登録の移替え延期期間 令和8年1月20日から選挙期日まで

名古屋市瑞穂区選挙管理委員会事務室